

令和5年2月2日

## 飲料用自動販売機設置者の募集

東京都立皮革技術センター施設内において飲料用自動販売機を設置する者を、下記のとおり公募いたします。

なお、設置者はセンター内の選定委員会において選定しますので、書類の提出をもって決定となるものではなく、希望にそえない場合もございますのでご承知おきください。

### 記

#### 1 趣 旨

東京都立皮革技術センター来訪者の利便性を図るため、飲料用自動販売機を設置する。

#### 2 設置場所

東京都墨田区東墨田三丁目3番14号  
東京都立皮革技術センター 1階（屋外）

#### 3 設置期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで  
（2年間）

#### 4 設置台数

1台

#### 5 応募締切

令和5年2月24日（金曜）必着  
「7 提出書類」を郵送または持参してください。

#### 6 応募窓口（申込先）

〒131-0042  
東京都墨田区東墨田3丁目3番14号  
東京都立皮革技術センター  
電 話：（03）3616-1671  
窓口時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

## 7 提出書類

- (1) 定款 ※原本証明印を押印してください。 1部
- (2) 施設使用者経歴書（別紙1または別紙2） 1部
- (3) 直近の事業税納税証明書（原本） 1部
- (4) 販売品目及び価格表等（以下の内容を記載してください） 1部
  - ・販売機メーカー・型番・寸法・設置面積（資料添付のこと）消費電力
  - ・販売品種類（ペットボトル・缶等）
  - ・最大種類数
  - ・提供品目と価格（市価と比較できる価格表を付けてください。）
  - ・容器の回収・リサイクル方法

## 8 その他

- (1) 設置可能面積は、幅160cm（ごみ箱含む）、奥行80cmとなります。
- (2) 自動販売機が消費する光熱水費は負担することとし、光熱水費の算定に必要な子メーターを設置すること。
- (3) 商品の補充、空き容器の回収を定期的に行うこと。
- (4) 設置者に決定した場合は、別途「行政財産使用許可書」、「行政財産使用料免除申請書」を提出していただきます。